

カップしるこに着色料混入(苦情)

平成 16 年 1 月「カップしるこに緑色の液体が混入しているので調べて欲しい」という苦情がありました。当所に持ち込まれた苦情品は既に開封され大部分が喫食された状態で、写真のとおり緑色の液体と青色と紫色の固形物が付着していました。



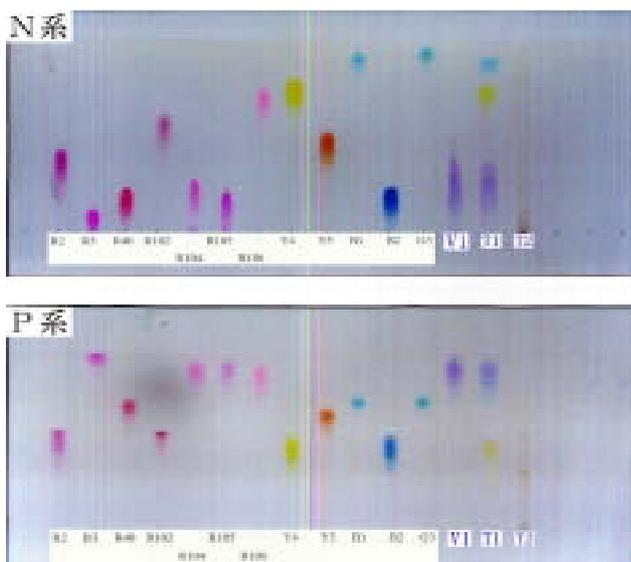
そこで苦情品及び同一ロット品(参考品)の着色料について検査をしました。その結果、苦情品からは食用赤色 102 号, 食用黄色 4 号, 食用青色 1 号及びアシッドバイオレット 6B の 4 種の着色料が検出されましたが, 同一ロット品からはいずれの着色料も検出されませんでした。(表, 図 1)。アシッドバイオレット 6B の確認については高速液体クロマトグラフ/質量分析装置で行っています(図 2)。

今回検出された 4 種の着色料のうち, 食用赤色 102 号, 食用黄色 4 号及び食用青色 1 号の 3 種は, 着色の目的で食品に通常使用される添加物です。アシッドバイオレット 6B はかつて食用紫色 1 号と呼ばれ枝肉の検印や干菓子のぶどう色などに広く使用されていましたが, 人体への有害性が指摘され昭和 47 年に食品への使用が禁止されています。

当該製品への着色料の混入原因について製造所, 販売店などの調査を行いました, どこでどうして混入したかは分かりませんでした。

表 着色料の検査結果

検体名	検出された着色料	着色料に関する表示
苦情品	食用赤色 102 号, 食用黄色 4 号, 食用青色 1 号 アシッドバイオレット 6B	なし
同一ロット品(参考品)	なし	なし



R2 : 食用赤色 2 号 R3 : 食用赤色 3 号 R40 : 食用赤色 40 号
 R102 : 食用赤色 102 号 R104 : 食用赤色 104 号 R105 : 食用赤色 105 号
 R106 : 食用赤色 106 号 Y4 : 食用黄色 4 号 Y5 : 食用黄色 5 号
 B1 : 食用青色 1 号 B2 : 食用青色 2 号 V1 : アシッドバイオレット 6B
 T1 : 苦情品 T2 : 同一ロット品(参考品)

図1 薄層クロマトグラム(着色料の検査)

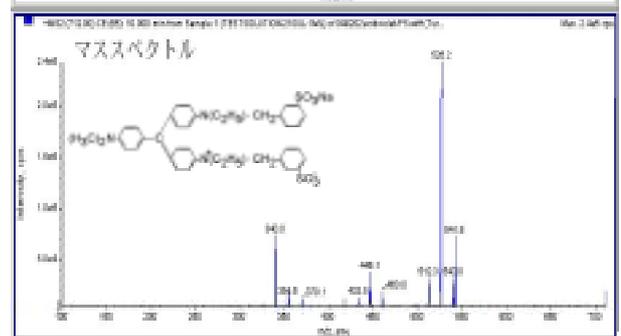
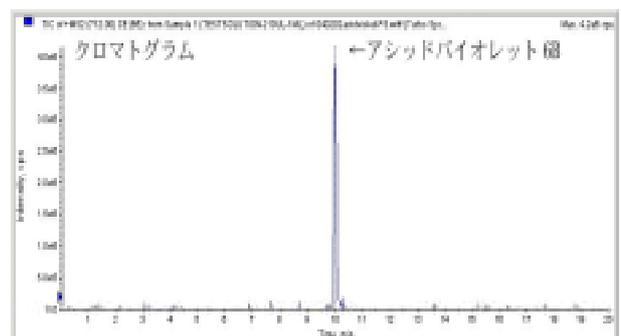


図2 高速液体クロマトグラフ/質量分析装置のクロマトグラムとマススペクトル(アシッドバイオレット6Bの確認検査)